

1. 改定の目的

「高浜地域の緊急時対応」は、平成27年12月に開催された福井エリア地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同月に原子力防災会議にて了承された。また、平成28年8月の高浜地域における内閣府・3府県及び関西広域連合との合同原子力防災訓練の実施を通して得られた教訓等を踏まえ、平成29年10月に改定を行っている。

その後、「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的として、平成30年8月に大飯発電所及び高浜発電所を対象とした国の原子力総合防災訓練を実施し、平成31年3月に、「平成30年度原子力総合防災訓練実施成果報告書」を取りまとめた。

今般の「高浜地域の緊急時対応」の改定は、同報告書における訓練の教訓事項等を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

2. 改定のポイント

〈改善①〉 大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応の明確化

オフサイトセンター要員の集約、国からの要員派遣先及び現地本部の設置場所の明確化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、両発電所の事態進展を踏まえて実施
- 既に参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先のオフサイトセンターへ移動を開始

大飯地域及び高浜地域における避難先の明確化

- 両発電所の原子力災害対策重点区域の住民の避難先について、府県内、府県外ともに、重複無く確保されていることを確認
- 高浜町のPAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難先を、大飯発電所のUPZ外の福祉避難所に変更

〈改善②〉 府県外への避難に係る連携体制の強化

広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）との情報共有システムの整備

- 広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）と、住民避難に係る情報共有が円滑に行えるよう、TV会議システムを整備

〈改善③〉 広域的な避難経路確保体制の強化

除雪体制の強化

- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を各府県の国道事務所に設置、対応。

〈その他主な改善〉

- 住民への情報伝達手段の多様化
 - ・ 発電所の状況等の情報を伝達するため、ホームページ等複数の手段を準備。
- 放射線防護施設の整備
 - ・ 放射線防護施設として新たに5施設整備。
- 一元的な交通規制を行うための調整の場を設置
 - ・ 広域避難を円滑に行うため、一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターの現地対策本部に、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。
- 避難行動要支援者等の避難における対応の強化
 - ・ 避難行動要支援者等の避難において、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩を取る等のケアを実施。
- 避難退域時検査場所における渋滞緩和
 - ・ 避難退域時検査場所内外に誘導員や案内板等を配置。
- 安定ヨウ素剤の配備等の充実
 - ・ 緊急配布に備え、両発電所のPAZの学校等における安定ヨウ素剤の備蓄体制を強化。

(参考) 「高浜地域の緊急時対応」の改定ポイント

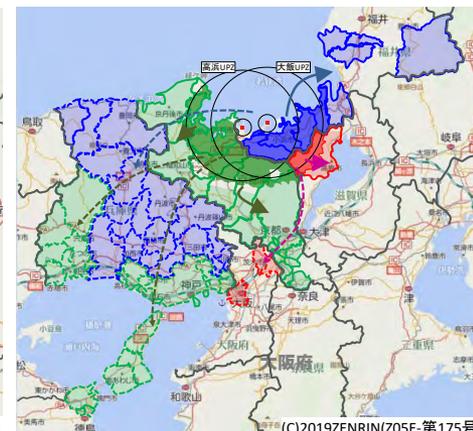
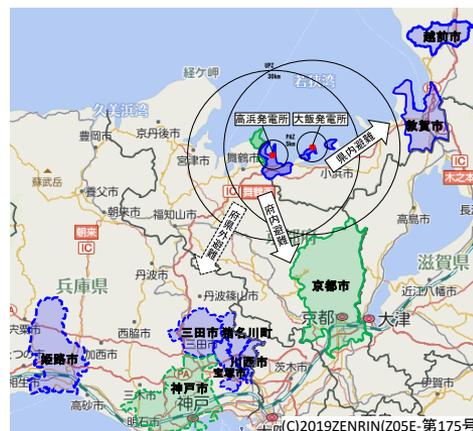
改善① 大飯発電所及び高浜発電所がともに発災した場合における対応の明確化

- ▶ 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化し、対応にあたる。
- ▶ 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長(原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官(原子力防災担当))が、原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
- ▶ 既にオフサイトセンターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の大飯オフサイトセンターへ移動を開始する。

- ▶ 大飯地域及び高浜地域のPAZ・UPZ内の住民の県内避難先及び県外避難先は、重複なく確保済み。

<PAZ内の住民の避難先>

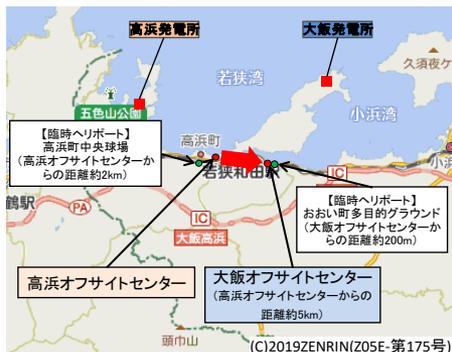
<UPZ内の住民の避難先>



※高浜町及びおおい町のPAZに該当する地域の県内避難先は共に敦賀市であるが、避難先施設を重複しないように確保。

<要員の集約先(国要員等の派遣先)>

| | 大飯発電所 | | |
|-------|----------------------|----------------------|----------------|
| | 警戒事態の解除 | 故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ | 不明 |
| 高浜発電所 | 警戒事態の解除 | 福井県高浜オフサイトセンター | 福井県大飯オフサイトセンター |
| | 故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ | 福井県高浜オフサイトセンター | 福井県大飯オフサイトセンター |
| | 不明 | 福井県高浜オフサイトセンター | 福井県大飯オフサイトセンター |



改善② 府県外への避難に係る連携体制の強化

- ▶ 福井県及び京都府からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県庁)にもTV会議システムを配備。

改善③ 除雪体制の強化

- ▶ 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、各関係機関(国土交通省、県、市、高速道路株式会社、警察等)から構成される情報連絡本部を、国道事務所に設置、対応。

<情報共有のイメージ>

関西広域連合
(事務局:兵庫県庁)

福井県庁 京都府庁

TV会議システム

- ▶ 知事同士の会議による避難の受入要請
- ▶ 避難者数等の情報共有
- ▶ 住民避難オペレーションの検討

- ◆ 避難先の確保
- ◆ 輸送手段の確保

- ◆ 受入れ調整の要請
- ◆ 避難者数等の情報の提供
- ◆ 輸送手段の調達への要請

<福井県における情報連絡本部(例)>



現場作業

※市町村等について必要に応じ、オブザーバー参加も検討

1. 改定の目的

「大飯地域の緊急時対応」は、平成29年10月に開催された福井エリア地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同月に原子力防災会議にて確認結果の報告及び了承がなされたところ。

その後、「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的として、平成30年8月に大飯発電所及び高浜発電所を対象とした国の原子力総合防災訓練を実施し、平成31年3月に、「平成30年度原子力総合防災訓練実施成果報告書」を取りまとめた。

今般の「大飯地域の緊急時対応」の改定は、同報告書における訓練の教訓事項等を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

2. 改定のポイント

〈改善①〉 大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応の明確化

オフサイトセンター要員の集約、国からの要員派遣先及び現地本部の設置場所の明確化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、両発電所の事態進展を踏まえて実施
- 既に参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先のオフサイトセンターへ移動を開始

大飯地域及び高浜地域における避難先の明確化

- 両発電所の原子力災害対策重点区域の住民の避難先について、府県内、府県外ともに、重複無く確保されていることを確認

〈改善②〉 府県外への避難に係る連携体制の強化

広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）との情報共有システムの整備

- 広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）と、住民避難に係る情報共有が円滑に行えるよう、TV会議システムを整備

〈改善③〉 広域的な避難経路確保体制の強化

除雪体制の強化

- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を各府県の国道事務所に設置、対応。

〈その他主な改善〉

- 住民への情報伝達手段の多様化
 - ・ 発電所の状況等の情報を伝達するため、ホームページ等複数の手段を準備。
- 放射線防護施設の整備
 - ・ 放射線防護施設として新たに5施設整備。
- 一元的な交通規制を行うための調整の場を設置
 - ・ 広域避難を円滑に行うため、一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターの現地対策本部に、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。
- 避難行動要支援者等の避難における対応の強化
 - ・ 避難行動要支援者等の避難において、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩を取る等のケアを実施。
- 避難退域時検査場所における渋滞緩和
 - ・ 避難退域時検査場所内外に誘導員や案内板等を配置。
- 安定ヨウ素剤の配備等の充実
 - ・ 緊急配布に備え、両発電所のPAZの学校等における安定ヨウ素剤の備蓄体制を強化。

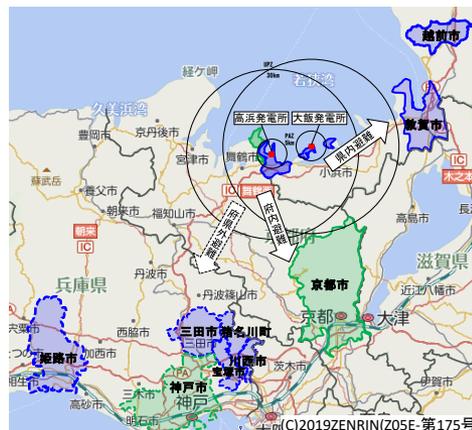
(参考) 「大飯地域の緊急時対応」の改定ポイント

改善① 大飯発電所及び高浜発電所がともに発災した場合における対応の明確化

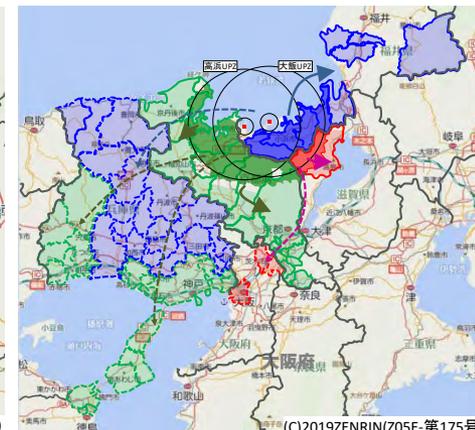
- ▶ 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化し、対応にあたる。
- ▶ 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長(原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官(原子力防災担当))が、原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
- ▶ 既にオフサイトセンターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の大飯オフサイトセンターへ移動を開始する。

- ▶ 大飯地域及び高浜地域のPAZ・UPZ内の住民の県内避難先及び県外避難先は、重複なく確保済み。

<PAZ内の住民の避難先>



<UPZ内の住民の避難先>



<要員の集約先(国要員等の派遣先)>

| | 大飯発電所 | | |
|----------------------|----------------|----------------------|----------------|
| | 警戒事態の解除 | 故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ | 不明 |
| 警戒事態の解除 | 福井県大飯オフサイトセンター | 福井県大飯オフサイトセンター | 福井県大飯オフサイトセンター |
| 故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ | 福井県高浜オフサイトセンター | 福井県大飯オフサイトセンター | 福井県大飯オフサイトセンター |
| 不明 | 福井県高浜オフサイトセンター | 福井県大飯オフサイトセンター | 福井県大飯オフサイトセンター |



※高浜町及びおおい町のPAZに該当する地域の県内避難先は共に敦賀市であるが、避難先施設を重複しないように確保。

改善② 府県外への避難に係る連携体制の強化

- ▶ 福井県、京都府及び滋賀県からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ確実に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県庁)にもTV会議システムを配備。

改善③ 除雪体制の強化

- ▶ 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、各関係機関(国土交通省、県、市、高速道路株式会社、警察等)から構成される情報連絡本部を、国道事務所に設置、対応。

<情報共有のイメージ>

関西広域連合
(事務局:兵庫県庁)

福井県庁
京都府庁
滋賀県庁

TV会議システム

- ▶ 知事同士の会議による避難の受入要請
- ▶ 避難者数等の情報共有
- ▶ 住民避難オペレーションの検討

- ◆ 受入れ調整の要請
- ◆ 避難者数等の情報の提供
- ◆ 輸送手段の調達の要請

- ◆ 避難先の確保
- ◆ 輸送手段の確保

<福井県における情報連絡本部(例)>



※市町村等について必要に応じ、オブザーバー参加も検討